

[西田委員長]

ただいまから、平成 26 年度第 9 回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名は、高木委員にお願いいたします。

本日の案件は、追加案件も含めまして、議案 3 件、請願審査 1 件です。

会議の進め方ですが、まず請願審査を先に行い、その後、議案第 33 号から順次、審議を進めていきたいと思います。なお、議案第 34 号は公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認め、まず請願審査を行い、その後、議案第 33 号から順次、審議を進めます。また、議案第 34 号は、会議規則第 12 条により公開しない会議として、会議の最後に審議します。

[西田委員長]

それでは議事に入ります。請願第 26－3 号・日野市教育委員会定例会の民主的運営に関する請願、について事務局より説明をお願いします。

○請願第 26－3 号 日野市教育委員会定例会の民主的運営に関する請願

[兼子庶務課長]

7 ページをお開きください。

請願について、ご説明申し上げます。

請願番号、受付年月日、件名、請願者の住所、氏名については、記載のとおりでございます。

8 ページ、9 ページをご覧ください。

本請願者については過去 3 度、請願をいただいております。ただ、過去 3 回については英語教育に関する請願でしたが、今回は日野市教育委員会定例会の民主的運営に関する請願ということで、定例会の進め方についての請願でございます。

説明は以上でございます。

[西田委員長]

この件につきまして、ご質問はございませんか。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

私は、日野市教育委員会では諸課題について、これまでもお互いの言動を尊重し理解し合い、丁寧に民主的に運営に努めてきています。

従って、本請願は不採択とすべきと考えています。

[西田委員長]

濱屋委員。

〔濱屋委員〕

請願者の方が、民主的運営に関する請願ということで、民主的運営は何かということについて、「参加者全員の意見・考えを一つに集約していく、それが民主主義です。」とおっしゃっています。日野市の定例会、あるいは教育委員会の運営は、まさしくこのとおり、しかも少数者の意見を十分配慮した上で、中身を検討した上で行っております。

ですから私も、この請願については不採択すべきと考えます。

〔西田委員長〕

米田教育長。

〔米田教育長〕

教育委員会制度の本質は、合議制による合議体ということだと、私も考えます。その合議体で決まったことを、事務をつかさどるのが教育長の役目でございます。このことを、これからはしっかりと基本どおりにやっていきたいと思います。

それと、一般論ですけれども定例会の中で職員が、ある資料をもとに説明をすることは、あり得る話ですので、その意味でも資料を読むということはあると、私は考えます。

また、協議の中でも委員の意見に賛同して「異議なし」と言うことも、一般的にあり得ることだと思いますので、この請願については不採択と考えます。

〔西田委員長〕

岡本委員。

〔岡本委員〕

請願者の言われていることは、本委員会の定例会においても根幹になる大事なことです。これまで、本委員会は合議制をとっておりますので、多くの議論を行い、それに基づいて執行しております。

また、その説明責任もいろいろな場で行っておりますので、この請願を新たに採択する必要はないと考えます。

〔西田委員長〕

ほかにご意見はございませんか。

〔西田委員長〕

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

ただいまいただきました4人の委員の皆様のご意見は、不採択でした。

そこで、日野市教育委員会定例会の民主的運営に関する請願については、これを不採択とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長〕

異議なしとのことですので、請願第26－3号については、不採択とすることに決しました。

〔西田委員長〕

議案第33号・日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

この改正によりまして、移動教室で引率者１０人、大人がいらっしゃいますので、１０人と小学生でご利用の場合、現在の定員が１４２人のところが１５８人となります。内訳

で小学生の数で見ますと、132人から148人に増えることになります。今後、予測される児童数から見て、少なくとも平成33年度までは全小学校において、移動教室の大成荘での実施が可能となると考えられます。

なお、この定員改正は旅館業法並びに消防法上、適法であります。

また、本改正によって、実際に調布市の施設に泊まることで、差額補助金として支出していた金額、ちなみに今年度では23万円余りになりますが、その部分が不要になります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

〔西田委員長〕

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。濱屋委員。

〔濱屋委員〕

ご説明の中で、関係する法律に適法であるということでしたが、旅館業法と消防法の検討対象になった内容について、もう少しご説明いただけますか。

〔木村生涯学習課長〕

消防法のほうから若干説明をさせていただきます。消防法の中では1章の8条1項の中で、学校、病院、工場、事業場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものについて、収容人数の管理をすること等を定めております。それに基づきまして、消防法施行令の中で別表がありまして、旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するものという規定があります。大成荘はこれに該当するかと考えられます。

更に消防法施行規則の中で謳っておりますのが、和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6平方メートル、括弧付けがありまして、簡易宿泊所及び主として団体客を宿泊させるものについては、3平方メートルで除して得た数としております。これが消防法の規定であります。

この消防法をもとに旅館業法の規定をお伝えします。旅館業法の3条の中で、旅館業を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとあります。4条の1項で、営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明、除湿等、宿泊者の衛生について必要な措置を講じなければならない。2項におきまして、基準については、都道府県が条例で定めるとございます。山梨県の旅館業法施行条例の中で、5条の11項の2になりますが、修学旅行等の団体を宿泊させるものその他特別の事情があるものについては、必要な特例を規則で定めることができるとあります。それに基づきまして、規則6条の3項、修学旅行等の団体を宿泊させるものについては、客室の有効面積1.6平方メートル以上について1人とするなどの規定があります。

この規定に基づきまして、今回の改正でございます。一般棟のほうの4人のところを6人にさせていただくことで、1人当たりの面積は2.12平方メートルでございます。基準の1.6平方メートル以上になっておりますので、この根拠に基づきまして、特に法上問題がなく改正をすることができます。

以上でございます。

〔西田委員長〕

ほかにご質問はございませんか。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。岡本委員。

[岡本委員]

ただいま、内容についての説明がありまして、施行規則等も大変よく勉強されて、更に検討していただいて、我々が一番心配する消防法とか旅館業法についても十分な検討をされて大丈夫だと。そして、費用も削減できるという、素晴らしい検討だと思いますので、本当にご苦労様でした。

[西田委員長]

ほかにご意見はございませんか。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第33号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第35号・第28期日野市文化財保護審議会委員の解職の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第35号 第28期日野市文化財保護審議会委員の解職の専決処分について

[木村生涯学習課長]

議案第35号・第28期日野市文化財保護審議会委員の解職の専決処分について、ご説明を差し上げます。

提案理由でございます。

第28期日野市文化財保護審議会委員の逝去に伴う解職について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため、教育長専決にて解職を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

2ページをご覧ください。

氏名、住所、解職理由については、記載のとおりでございます。解職日は平成26年12月14日でございます。

以上、報告いたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。第 28 期日野市文化財保護審議会委員の解職の専決処分について、を原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。謹んでご冥福をお祈りします。議案第 35 号は原案のとおり承認されました。

[西田委員長]

これより議案第 34 号の審議に入りますが、本件につきましては公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員は退席してください。

なお、本件の終了をもって、平成 26 年度第 9 回教育委員会定例会を閉会いたします。

(関係者以外退室)

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議。

[西田委員長]

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて平成 26 年度第 9 回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 14 時 27 分